

令和6年度 地域密着型 サービス等事業所集団指導

長野市高齢者活躍支援課

幸せ実感都市『ながの』



居宅介護支援事業所



人員基準

旧：利用者数が**35**又はその端数を増すごとに1



新：利用者数（※）が**44**又はその端数を増すごとに1

※利用者数...指定居宅介護支援に係る利用者の数

+

指定介護予防支援に係る利用者の数×**1/3**



居宅介護支援費 (I)

取扱件数について

旧

(i) 40件未満 (ii) 40件以上60件未満 (iii) 60件以上



新

(i) **45**件未満 (ii) **45**件以上60件未満 (iii) 60件以上



居宅介護支援費 (Ⅱ)

取扱件数について

旧

(i) 45件未満 (ii) 45件以上60件未満 (iii) 60件以上



新

(i) **50**件未満 (ii) **50**件以上60件未満 (iii) 60件以上



取扱件数の算出に係る利用者数

旧：指定居宅介護支援に係る利用者の数

+

指定介護予防支援に係る利用者の数×1/2

↓

新：指定居宅介護支援に係る利用者の数

+

指定介護予防支援に係る利用者の数×1/3



居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合の取り扱い

旧：I C T機器の活用 又は 事務職員の配置



新：ケアプランデータ連携システムの活用 及び
事務職員の配置



モニタリングについて

以下の要件を満たす場合、テレビ電話装置等の活用も可能とする。

- ① 2カ月に1回利用者の居宅を訪問していること。
- ② テレビ電話装置等を活用して面接を行うことに文書により利用者の同意を得ていること。
- ③ サービス担当者会議で以下について主治医、担当者その他関係者の合意を得ていること。
 - i) 利用者の心身の状態が安定している
 - ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通が可能
 - iii) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について担当者から提供を受けている



同一建物減算について（新設）

事業所の所在する建物の同一敷地内建物等（※）に居住する利用者又は当該事業所における1月当たりの利用者が20人以上居住する建物に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行った場合は、所定の単位数から減算する。

（※）同一敷地内建物等...同一敷地内の建物・隣接敷地内の建物・同一の建物をいう。



入院時情報連携加算（Ⅰ）

- ▶ 利用者の入院したその日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に算定可能。

入院した日以前に情報提供した場合及び営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合であって、当該入院した日の翌日情報を提供した場合にも算定可能。



入院時情報連携加算（Ⅱ）

- ▶ 利用者が入院した日の翌日又は翌々日に医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合に算定可能。

営業時間終了後に入院した場合であって、当該入院した日から起算して3日目が当該事業所の営業日以外の日にあたる場合は、当該営業日以外の日翌日に情報提供した場合にも算定可能。



ターミナルケアマネジメント加算

旧：当該加算の対象となる疾患を末期の悪性腫瘍に限定



新：医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと
診断した者を対象
(疾患を限定しない)



受講確認について

- ▶ 「説明動画の視聴＋資料の閲覧」及び受講確認票の提出を以て、出席となります。

- ▶ 報告方法

ながの電子申請サービス（長野市）から受講確認票の申請を行ってください。

https://apply.e-tumo.jp/city-nagano-nagano-u/offer/offerList_detail?tempSeq=52087

- ▶ 報告期限

令和7年3月31日（月）

